

# I 中国運輸局における観光施策

## 1. 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化

本事業では、各地域の一体的な宿泊施設の高付加価値化改修や観光施設の改修、廃屋撤去、面的DX化を支援することで、観光需要の拡大、収益・生産性向上等及び地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図ります。

<令和5年度実施事業>

**① 地域計画の作成支援** ※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成  
 中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、  
 ・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、**地域の取組を国が支援**（専門家派遣等の実施）

**② 地域計画に基づく事業支援（例）**

<p><b>宿泊施設の高付加価値化改修</b></p> <p>観光地の面的再生に資する宿泊施設の大規模改修支援</p> 	<p><b>廃屋撤去</b></p> <p>観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援</p> 
<p><b>観光施設改修等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光地の面的再生に資する土産物店や飲食店等の改修支援</li> <li>公的施設への観光目的での改修支援</li> </ul> 	<p><b>面的DX化</b></p> <p>観光地の面的再生に資する面的DX化支援</p> 

## 2. インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツの造成

本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者の連携による、インバウンド向けの地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を支援します。

<令和5年度実施事業>

### インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた磨き上げ（イメージ）



✓「禅」をテーマとした体験型コンテンツ  
 →訪日外国人が「禅」の精神を理解できるような思想の深堀り・ストーリー構築を実施



✓和紙制作の体験コンテンツ  
 →和紙の歴史や工程の理解を促すコンテンツを多言語で整備するとともに、職人と訪日外国人の交流の機会を創出

補助対象者	地方公共団体、DMO、民間事業者（民間事業者においては、地方公共団体との連携が必須）
補助率・補助上限額	補助率：400万円まで定額（10/10）+400万を超える部分については1/2 補助上限額：1,250万円
補助対象経費	・観光コンテンツ、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、インバウンド受入等に必要経費 ・国、地域毎のインバウンド促進に専門性を有する有識者等からの意見聴取に係る経費 ・インバウンドも含めた販路拡大に資する販路基盤整備 等

### 3. 観光振興事業

#### (インバウンド受入環境整備高度化事業)

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援します。

#### <令和5年度実施事業>

**■インバウンド受入環境整備の高度化**

- 観光スポットの多言語化
- 無料Wi-Fiの整備
- AIチャットボットの導入
- トイレの高機能化及び洋式便器の整備
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワークション環境の整備
- グランピング環境の整備
- 段差の解消

**消費の拡大**

- ・ 滞在時間の延長・消費の拡大を図るため、観光施設等における利便性向上やその地域ならではのイベント開催等に資する環境の整備を支援
  - 賑わい拠点となる屋外広場の整備
  - 近距離移動支援モビリティの整備

**周遊の促進**

- ・ 環境に配慮しながら、点在する観光スポットへの周遊を促すため、電動キックボードや電動アシスト自転車等の設置等を支援
  - 多様な移動手段の整備

補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

#### (災害・急病等危機管理対応事業)

災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図るため、観光施設等における衛生環境の強化、災害時の観光施設等における避難所機能の強化、災害時の観光施設等における多言語対応強化に加え、医療機関における訪日外国人患者受入機能強化、地方公共団体の災害時等における観光危機管理の強化を支援します。

#### <令和5年度実施事業>

**■衛生環境の強化**

和式便器の洋式化      非接触式キャッシュレス決済環境の整備

**■災害時の避難所機能の強化**

非常用電源装置の設置      防災トイレの整備

**■災害時の多言語対応強化**

デジタルサイネージの整備      翻訳機器等の整備

**■訪日外国人患者受入機能強化**

無料公衆無線LAN環境の整備      翻訳機器等の整備

**■観光危機管理の強化**

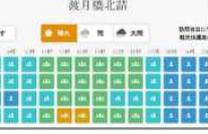
観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援

#### 4. ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業

ポストコロナを見据え、観光地・宿泊施設・公共交通機関の各場面において、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害 など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを 享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の取組を支援します。

##### <令和5年度実施事業>

● 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援

<p>■ 自然環境、文化等の地域資源の保全・活用</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料トイレの整備</li> <li>・入域料の徴収のためのシステム整備</li> </ul> <p>等</p>	<p>■ オーバーツーリズムの未然防止</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑平準化のためのシステム（混雑状況の可視化等）の整備</li> <li>・マナー啓発に必要な備品等の整備</li> <li>・パークアンドライド促進のための駐車場の整備</li> </ul> <p>等</p>
--	--

● 観光施設等における危機管理対応能力強化・訪日外国人患者の受入機能強化に向けた取組を支援

<p>■ 危機管理対応能力強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所機能強化</li> <li>・災害時の多言語対応強化</li> <li>・衛生環境強化</li> </ul> <p>等</p>	<p>■ 訪日外国人患者受入機能強化</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳機器の整備</li> </ul> <p>等</p>	<p>■ 災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援</p>
--	---	--

● 滞在・移動空間の快適性や利便性等の向上に向けた取組を支援

<p>■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・非接触チェックイン</li> <li>・キースシステムの導入 等</li> <li>・客室・浴室のバリアフリー化 等</li> </ul> <p>【補助率 1/2、1/3 等】</p>	<p>■ 交通サービスの受入環境整備</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差解消（エレベーター）</li> <li>・UDタクシー</li> <li>・携帯型翻訳機</li> <li>・観光列車</li> </ul> <p>等</p>
---	---

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

#### 5. 持続可能性を核とした日本ならではの世界的価値の創出

サステナブルな観光コンテンツを通じて地域の自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全と活用の両立を推進し、地域の経済・社会・環境への好循環を加速化させる我が国ならではの持続可能性の仕組みや価値を確立し、国際的に発信していくことを目指します。

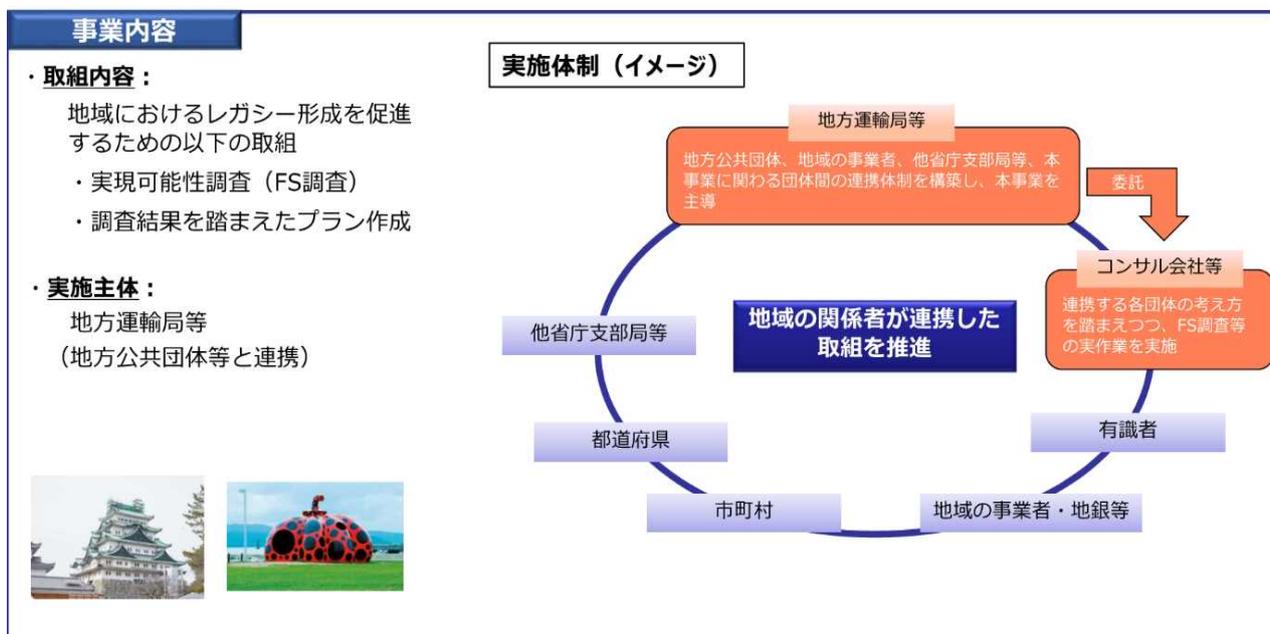
**各地域における課題**

<b>&lt;混雑&gt;</b>		 <p>日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D)</p>
 <p>観光地の混雑</p>	 <p>観光地の渋滞</p>	
<b>&lt;マナー違反&gt;</b>		
 <p>観光客のゴミを拾う住民</p>	 <p>観光地での通行妨害</p>	

## 6. 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業

持続的な観光地経営の実現を図るために、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるような地域・日本のレガシーとなる観光資源形成に関する実現可能性調査やプラン作成を行います。

<令和5年度実施事業>



## 7. 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行っています。

<令和5年度実施事業>



## II 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

### 1. 宿泊旅行統計の現状

#### 1-1. 県別延べ宿泊者数

(単位:千人泊)

県別	年 別	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
		10人未満	10人以上	合計									
鳥取県	延べ宿泊者数	448	2,440	2,888	454	1,667	2,120	781	1,505	2,286	182	1,700	1,882
	うち外国人	31	154	185	9	25	34	6	5	11	4	8	12
島根県	延べ宿泊者数	717	2,925	3,642	462	1,989	2,451	392	2,231	2,624	477	2,396	2,873
	うち外国人	33	71	104	2	11	13	3	9	11	3	8	11
岡山県	延べ宿泊者数	1,005	4,656	5,661	629	3,146	3,775	580	3,125	3,705	552	4,024	4,576
	うち外国人	46	441	487	13	61	74	5	17	22	20	39	59
広島県	延べ宿泊者数	2,030	9,601	11,631	1,183	5,563	6,746	856	4,983	5,839	1,479	7,052	8,530
	うち外国人	249	1,073	1,322	38	131	169	7	36	43	41	102	143
山口県	延べ宿泊者数	256	3,506	3,762	613	2,500	3,113	728	2,574	3,302	856	3,069	3,924
	うち外国人	2	102	104	11	21	32	4	15	20	25	24	49
中国地方	延べ宿泊者数	4,455	23,128	27,583	3,340	14,865	18,205	3,337	14,418	17,756	3,545	18,240	21,785
	うち外国人	362	1,840	2,202	73	249	322	26	82	107	92	182	274
全国	延べ宿泊者数	94,942	500,980	595,921	65,025	266,629	331,654	58,897	258,877	317,774	73,288	377,171	450,458
	うち外国人	14,350	101,306	115,656	4,452	15,893	20,345	879	3,438	4,317	2,895	13,608	16,503

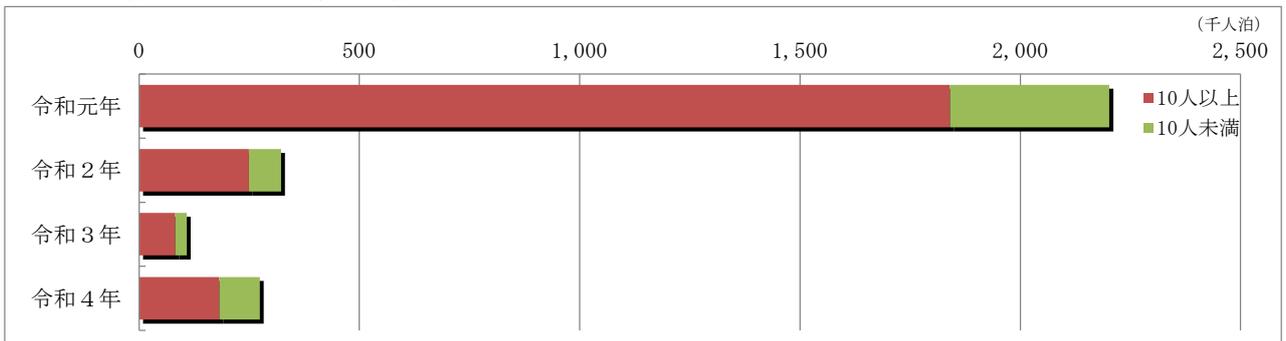
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

#### ○ 延べ宿泊者数 (中国地方)



#### ○ うち外国人延べ宿泊者数 (中国地方)



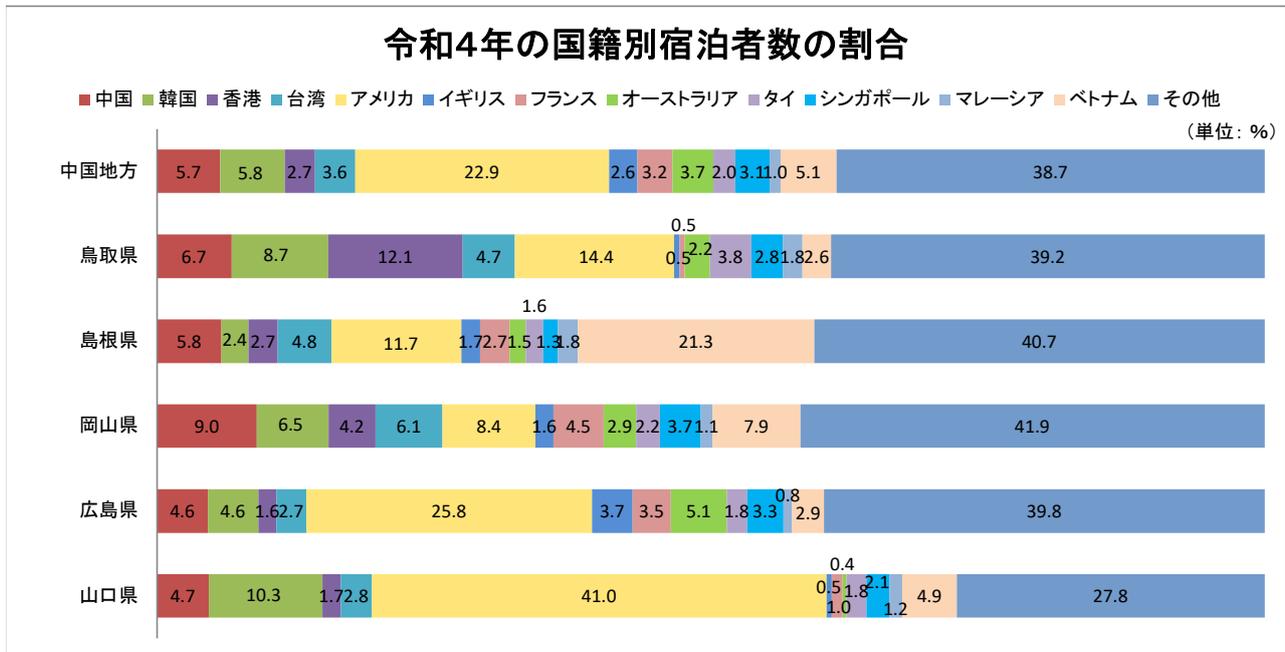
1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

令和4年の国籍別外国人延べ宿泊者数

(単位:人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	タイ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	その他
中国地方	181,550 (273,590)	10,360	10,570	4,940	6,590	41,620	4,650	5,770	6,680	3,580	5,640	1,810	9,170	70,170
鳥取県	8,480 (12,390)	570	740	1,030	400	1,220	40	40	190	320	240	150	220	3,320
島根県	8,260 (10,920)	480	200	220	400	970	140	220	120	130	110	150	1,760	3,360
岡山県	38,870 (59,130)	3,500	2,520	1,640	2,360	3,260	630	1,760	1,140	840	1,430	410	3,090	16,290
広島県	101,690 (142,540)	4,670	4,630	1,660	2,750	26,220	3,720	3,520	5,140	1,850	3,360	810	2,900	40,460
山口県	24,240 (48,600)	1,130	2,490	400	680	9,950	110	240	90	430	500	290	1,190	6,740

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。  
 ※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。  
 括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



## 2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線 LAN 等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

## 3. MICE

MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。MICE は、企業・産業活動や研究・学会活動等と関連している場合が多いため、一般的な観光とは性格を異にする部分が多いものです。このため、観光振興という文脈でのみ捉えるのではなく、MICE について、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義についての認識を高める必要があります。

具体的には、①地域への経済効果、②ビジネス・イノベーションの機会の創造、③国・都市の競争力向上、④交流人口の平準化（観光【休日型】、MICE【平日型】）、⑤幅広いステークホルダーに向けたレガシー効果、の主要な5つの効果が考えられます。

### ○グローバル MICE 都市事業

観光庁は、国際的な MICE 誘致競争が激化する中、競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため「グローバル MICE 都市」と呼称される12都市を選定しており、中国地方では広島市が選ばれています。この12都市が世界トップレベルの MICE 都市に発展し、我が国 MICE の国際競争力を向上させるために支援を行っております。

### ○コンベンションビューロー支援事業

支援対象をグローバル MICE 都市以外の地方都市にも広げ、各都市のコンベンションビューローの機能強化及びわが国の MICE 誘致・開催件数の底上げを目的に、国内有識者による伴走型のトレーニング及びコンサルティングを実施しています。中国地方では令和2年度に岡山市及び広島市が支援を受けています。

### ○国際会議観光都市

国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しており、中国地方では下記4市が認定されています。

都市名	実施体制	施設の概要	備考
広島市	(公財)広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H6.10.20 認定
松江市	(一財)くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H6.10.20 認定
岡山市	(公社)おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H6.10.20 認定
下関市	(一社)下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H8.4.10 認定

### Ⅲ ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

#### 1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和5年3月31日現在

区分 県別	登 録 ホ テ ル				登 録 旅 館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	21	3,518	6,026	3,277	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,109	4,512	912
島根県	6	641	1,007	616	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,369	2,500	1,300	11	543	1,836	406
山口県	10	1,131	1,689	961	19	1,209	3,748	795
管内計	48	6,794	11,464	6,289	91	4,603	15,770	3,540

#### 2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区 分	年 度	H30	R1	R2	R3	R4
		登 録 ホ テ ル	広島県	25	24	23
	鳥取県	1	1	1	1	1
	島根県	5	6	6	5	6
	岡山県	11	10	10	10	10
	山口県	11	11	11	10	10
	計	53	52	51	49	48
登 録 旅 館	広島県	15	15	15	15	15
	鳥取県	24	24	24	24	24
	島根県	23	22	22	22	22
	岡山県	11	11	11	11	11
	山口県	21	20	19	19	19
	計	94	92	91	91	91
管 内 計		147	144	142	140	139

## IV 旅行業関係

### 旅行業者数

令和5年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各県登録事業者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	15	11	10	3	8
島根県	1	18	21	8	4	4
岡山県	5	52	66	6	8	17
広島県	8	61	83	20	13	27
山口県	2	19	14	6	2	4
管内計	18	165	195	50	30	60

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

#### 〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
- ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。  
を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。